

①

東日本大震災緊急災害対策本部の活動 ～総合建設業における災害対応～

■災害復旧の状況（国土交通省発表資料抜粋）

- ☐ 交通ネットワークの復旧状況 ※解説パネル2参照
- ☐ 交通関係の復旧状況の推移 ※解説パネル3参照
- ☐ 交通関係の復旧状況 ※解説パネル3参照

* 社団法人日本建設業連合会は、日本建設業団体連合会・日本土木工業協会・建築業協会が合併して、平成23年4月1日に発足した、総合建設業を営む法人、建設業団体等を会員とする団体です。

■社団法人日本建設業連合会*における災害対応

震災対応組織	東日本大震災緊急災害対策本部（本部長：会長 野村哲也）
震災後の対応（時系列）	(応急危険度判定) 3/11 建築業協会、震災時対応行動を発動 3/13 建築業協会、福島県からの応急危険度判定の支援要請への対応について調整。最終的に建築業協会に対する支援要請はなし。 3/14 日本建設業団体連合会・日本土木工業協会・建築業協会、新団体としての緊急災害対策本部を設置。東北支部を中心に、国、地方公共団体と連絡して、道路・鉄道、空港、港湾等の復旧作業に取り組んでいる。 (義援金拠出) 4/25 日建連、会員が総額で9億円弱を日本赤十字社等に拠出。
会員・社会に向けての声明・提言など	(要望) 3/14 三団体会長、「東北地方太平洋沖地震について」を公表。 3/16 新日建連緊急災害対策本部、「東北地方太平洋沖地震に係る災害対策に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。 (提言) 4/15 「東日本大震災に係る被災地域復興に関する提言」を公表。 ※解説パネル4参照
行動計画・行動方針	☐ 震災対応行動基準マニュアル ※解説パネル5,6参照 ☐ 建設BCPガイドライン ※解説パネル7参照 ☐ 平成23年度事業計画の中に「耐震性能の確保・向上のための建築物耐震性能表示の促進」。設計委員会で実施計画。 ※解説パネル8参照
実施する支援活動の内容	(震災対応行動基準マニュアルにもとづく活動) 3/11 震災時対応行動を発動。継続中。 (BCPにもとづく活動) 3/11 地震発生直後から、会員各社、各社のBCPにもとづいて、震災時行動を実施。安否確認、指揮命令系統の明確化、拠点の機能確保、情報発信・情報共有、要員の派遣・支援物資の輸送、施工中現場への対応、竣工物件への対応等を実施。継続中。 (建築物耐震性能表示の促進) 4/初 建築関係団体・経済団体・産業界関係団体に趣旨説明、理解を要望、連携を提案。 5/中 提言内容の検討(建築関係団体との連携のもとに実施) 7/末 提言「耐震性能の確保・向上のための建築物耐震性能表示の促進」を公表。関係団体との連携を予定。
その他	(電力対策自主行動計画) 4/27 日建連、電力対策自主行動計画を決定。ピークカット、平成22年比▲15%目標(▲25%努力目標)



確かなものを 地球と未来に

社団法人 日本建設業連合会

JFCC JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

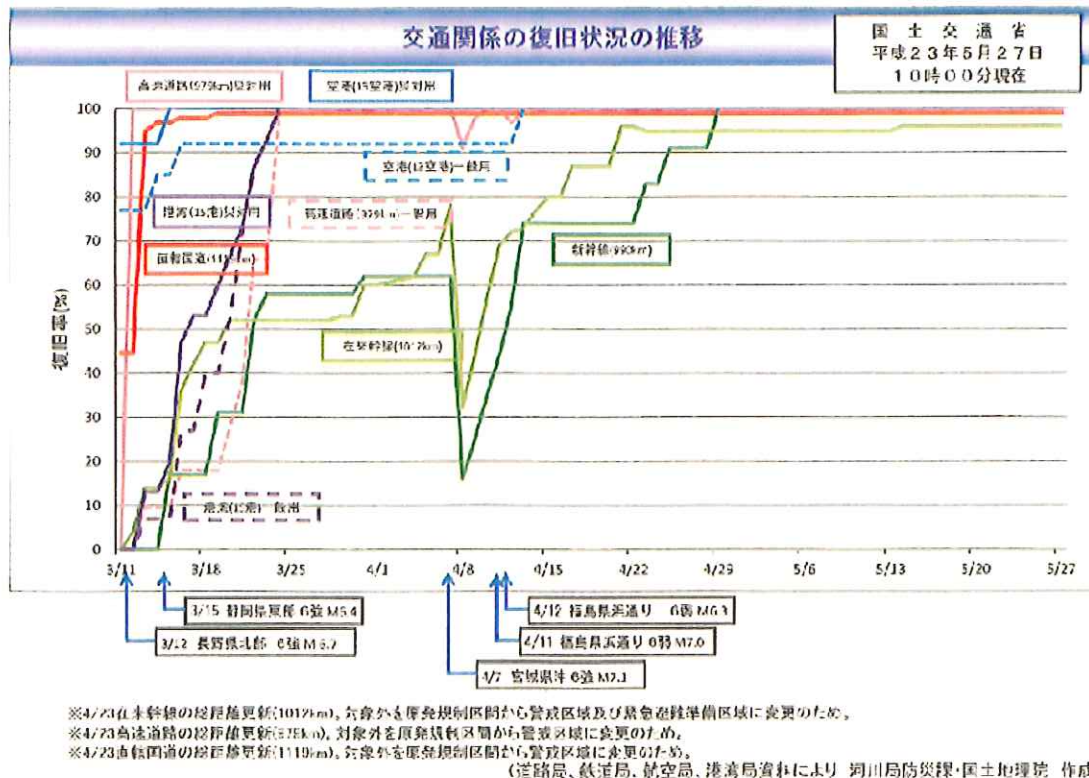
国土交通省
平成23年5月27日
10時00分現在



(道路局、鉄道局、航空局、港湾局資料により 河川局防災課・国土地理院 作成)

③

災害復旧の状況 (国土交通省発表資料抜粋)



交通関係の復旧状況

国土交通省発表資料抜粋

路線等	災害対策利用	一般利用	備考
【道路】			
高速道路	100% (979km/979km)	100% (979km/979km)	
東北自動車道	100% (777km/777km)	100% (777km/777km)	
常磐自動車道	100% (202km/202km)	100% (202km/202km)	※原発警戒区域(16.4km)を除く
直轄国道	99% (1118km/1119km)	99% (1118km/1119km)	
国道4号	100% (492km/492km)	100% (492km/492km)	岩手・宮城・福島県
国道45号	99% (480km/481km)	99% (480km/481km)	岩手・宮城県内
国道6号	100% (145km/145km)	100% (145km/145km)	宮城・福島県内 ※原発警戒区域(42.6km)を除く
【鉄道】			
新幹線	100% (989.6km/989.6km)	100% (989.6km/989.6km)	
東北新幹線	100% (713.7km/713.7km)	100% (713.7km/713.7km)	
秋田新幹線	100% (127.3km/127.3km)	100% (127.3km/127.3km)	
山形新幹線	100% (148.6km/148.6km)	100% (148.6km/148.6km)	
在来幹線	96% (968.1km/1011.9km)	96% (968.1km/1011.9km)	
常磐線	84% (232.5km/276.3km)	84% (232.5km/276.3km)	日暮里駅～久ノ浜駅、亘理駅～岩沼駅、※原発の警戒区域等内の区間(66.8km)を除く
東北線等(上野駅～青森駅)	100% (735.6km/735.6km)	100% (735.6km/735.6km)	
【空港】			
被災港湾の暫定利用可能岸壁数 ※水深-4.5m以上の公共岸壁	40% (148/パース/373 パース)	40% (148/パース/373/パース)	東北地方及び茨城に加え羽田・成田・新潟空港 (八戸港～鹿島港) 地方港湾を含む21港、施設の大部分で復旧工事が必要であり、利用にあたっては、吃水制限や上乗荷重制限がかかっている

東日本大震災に係る被災地域の 復興に関する提言

平成23年4月15日

東日本大震災に係る被災地域の復興に関する提言

3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）により、今日、わが国はいわば国難ともいふべき事態に直面しており、全国民が一致団結して取り組むことが求められている。

私ども建設業界においては、去る4月1日、新たな業界団体として「（社）日本建設業連合会」が合併により発足したところであるが、それに先立つ3月14日に「新日建連緊急災害対策本部」を設置し、国、地方公共団体等との緊密な連携の下、災害救援、応急復旧等の支援活動に努めてきた。

大震災から1カ月以上が経過した現在においても、原子力発電所に関する状況は予断を許さず、また、震災被災地におけるがれき撤去や仮設住宅建設も緒に就いたばかりというところではあるが、今回の大震災により甚大な被害が広域的に生じていることを踏まえれば、速やかに被災地を中心とした「復興」への取り組みを本格的に開始するべきであり、日建連においても今後の「復興」に向けて、更に全力を傾注する所存である。

もとより、大震災からの「復興」は、単なる原形の復旧ではなく、被災地の新たな地域づくり、まちづくり、更には日本全体の新たな創造を目指す営みであることは言うまでもない。そして、

そのためには、政府において、強力なリーダーシップの下、明確な指揮命令体制を確立し、わが国の知恵と力の総力を結集することにより、被災地の実情を十分掌握しつつ、早急に「復興」のための計画の策定及びその実施に向けて邁進することが必要不可欠であり、今後の復興を強力かつ計画的に推進するため、下記事項について提言する。

記

1. 指揮命令体制の確立
「強力な指揮命令権」を有する機関を設置するなど、中央及び現地において、政府の明確な指揮命令体制を確立すること。
2. 広域的な復興基本計画及びインフラ整備計画の策定
被災地を中心として、広域的な復興基本計画及びインフラ整備計画を早期に策定し実施すること。
3. 地域づくり・まちづくりの支援
新たな地域づくり・まちづくりを実施するため、あらゆる支援措置（税、財政、金融、規制等における特別措置）を講じること。
4. 財源の確保
「復旧・復興」のため、大型補正予算を早期に策定するとともに、併せてその財源の確保方策を確立すること。
5. 雇用の確保
建設業についてのみならず、本格的復興までの間、被災地域における雇用の維持・確保に万全の措置を講じること。
6. 電力・エネルギー需給対策の策定
原子力発電に関する冷静な議論を踏まえ、電力・エネルギー需給対策に関する中期的計画を策定するとともに、当面の対策を早急に確立すること。
7. 「産・官・学」一体となった復旧・復興への取り組み
「復旧・復興」事業の計画策定・実施に当たっては、「産・官・学」一体となった取り組みが不可欠であり、日建連会員企業としてもその有する技術力、ノウハウ、組織力を積極的に提供してまいりたい。

以 上

■震災対応行動基準マニュアルについて (社団法人建築業協会50年史から抜粋)

日本は、世界有数の地震国で、これまで全国各地で大規模な地震が頻発し、建築物やインフラに大きな被害をもたらした。その都度、耐震設計の強化や都市の再開発により、防災を促進してきたが、近い将来に発生が予測されている首都圏直下や東海、東南海地方の大地震が発生すると、相当な被害が避けられないと指摘されている。

そこで、当協会でも万一大地震が発生した場合、建設会社を会員とする団体として、速やかな支援活動により社会貢献が行えるよう対策を立てることとし、2006年（昭和18年）4月に震災対応委員会を設置（構成委員は運営委員会委員）した。これまでの地震発生時の震災対応行動経験を基に、会員各社の協力による当協会としての震災対応行動について検討し、同年11月に「震災対応行動基準マニュアル」を策定した。

これは、日本国内で震度6強以上の大規模かつ広域の地震災害が発生した場合、速やかに

「震災時対応行動」を発動して各種支援活動を実行するための指針で、被災建築物の応急危険度判定や被災度区分判定のための技術者の派遣、緊急支援物資・資材の送付等の活動内容が盛り込まれている。

大規模かつ広域の地震災害が発生した場合に、会長は当協会に震災対策本部を設置し、関係省庁に支援協力を申し入れ、現地からの支援要請に対応する。

また、そのための日常の準備行動も震災対応部会や震災対応事務局を中心に、会員各社の震災対応行動連絡窓口責任者と連携して行っている。

当協会では社会に貢献できるよう、日常から安全・安心な街づくりや耐震性・耐火性の高い建築物の建設促進等にも取り組み、企業の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）や地域の防災計画（DCP：District Continuity Plan）の策定やその推進にも積極的に協力している。

下図は、震災対応行動の流れである。



震災対応行動の流れ
(震災対応行動基準マニュアルから抜粋)

■平常対応

震災対応は、平常対応が重要である。最近の活動は平成22年度における建築分野での活動は以下のとおりである。

(1) 「震災対応行動基準マニュアル」に沿った体制整備とその維持

- ・震災対応委員会は年間スケジュールに沿って4回開催し、また、部会は随時開催し、「任務チェックリスト」にて平常時及び地震災害発生時等における体制の整備・確認及び維持を図った。

(2) 震災対応行動の実行等

- ・今年度は国内において大規模な震災は発生せず、震災時対応行動を発動することはなかったが、次のとおり平常時の震災対応行動を実行した。

① 危機管理情報配信企業の見学・意見交換会

- ・実施日 平成22年5月11日
- ・内容 震災対応部会活動の一環として、危機管理情報の配信や支援サービス企業を訪問し、危機管理情報センターの見学をはじめ、事業の紹介を受けるとともに、地域防災について意見交換を行った。

② 震災時対応訓練の実施

- ・実施日 平成22年9月2日
- ・内容 当日、大規模地震が発生したとの想定で、震災対応委員会の召集、震災時対応行動の発動等について、震災対応委員および会員各社の震災対応連絡窓口責任者等と緊急連絡の訓練を行った。

③ 震災対応行動等に関する講習会の開催

- ・実施日 平成22年11月10日
- ・場 所 鉄鋼会館
- ・参加者 85名
- ・目 的 会員各社の震災対応連絡窓口責任者、災害対応・BCP担当者等を対象に、情報提供による啓発等を目的として開催した。
- ・概要

i) 当協会における平成21・22年度の震災対応行動についての報告

ii) 震災対応関連技術紹介

- ・世界初のスーパーアクティブ制震『ラピュタ2D』の開発
- ・超高層ビルにおける家具の地震時の被害と防災対策

iii) 講演会

- ・地域防災・DCPへの取組みと超高層ビルの地震災害予測－新宿駅周辺地域の総合防災訓練の事例紹介－

④ その他

- ・応急危険度判定士の技術講習会開催情報を会員に提供し、受講の促進を図った。
- ・防災フェア等のイベント開催情報を随時会員に提供し、参加の促進を図るとともに、震災対応部会委員も参加した。また、東京臨海広域防災公園内の施設を見学、避難行動を体験学習した。

(3) 「震災対応行動基準マニュアル」の見直し等

- ・今年度もマニュアルの見直しを行い、平成22年12月14日付けにて震災対応行動としての実情にあわせて一部追記し、改正版を会員各社に配信した。

(4) DCPに関する調査・研究

- ・DCPに関する、情報収集を行った。



東日本大震災の発生

■震災時対応行動

3/11 建築業協会、震災時対応行動を発動

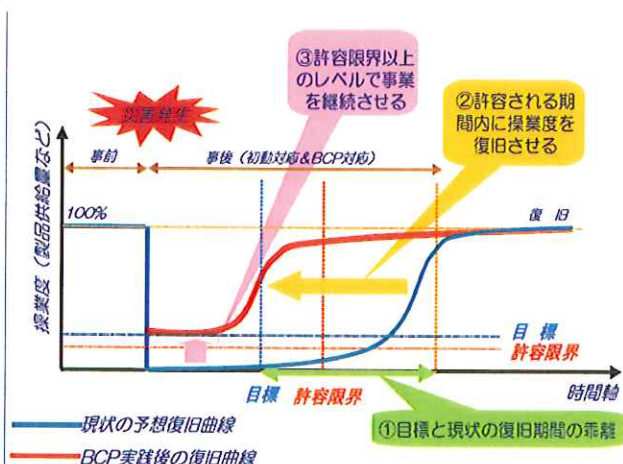
3/11 建築業協会、発動を会員各社に通知
その後国土交通省建築指導課・日本建築防災協会との連絡調整

3/13 建築業協会、福島県からの応急危険度判定の支援要請への対応について調整。最終的に建築業協会に対する支援要請はなし

建設会社の事業継続への取り組み

■BCP（事業継続計画）とは

選定された重要業務が災害や事故により中断しないこと、また万一中断した場合でも、目標復旧時間内に再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限に抑えるための計画。

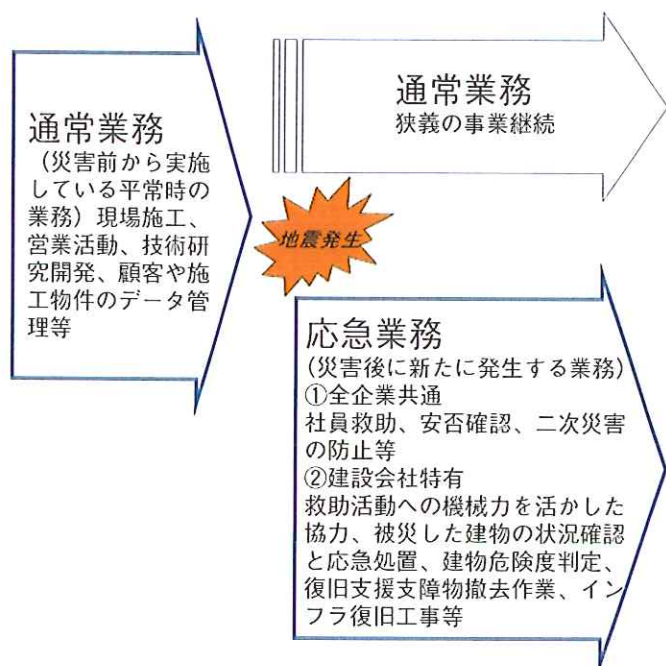


事業継続計画（BCP）の概念

「事業継続ガイドライン 第一版(平成17年8月1日・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会企業評価・業務継続ワーキンググループ・内閣府 防災担当)から引用

■建設会社におけるBCP

建設会社におけるBCPの策定では、自社の事業継続の観点に加え、災害時における建設会社の社会的使命という観点から、応急業務への対応を検討しておく必要がある。



■BCPの普及活動

日本における災害対応力の向上等を目指し、内閣府主導でBCPの普及活動が行われている。平成17年8月には内閣府中央防災会議が「事業継続ガイドライン（第一版）」を発表した。

■建設BCPガイドラインの策定

建設業界では、(社)日本建設業団体連合会が、平成18年7月に総合建設業者向けの「建設BCPガイドライン—首都直下地震に備えた建設会社行動指針—」を発表した（同年11月第2版発表）。

■建設BCPガイドラインの普及

日建連は、建設ガイドラインの普及につとめている。建設業界における普及活動が認められ、「BCAOアワード2006」において、特別賞を受賞した。

■策定状況に関する会員各社アンケート

日建連は、法人会員を対象にBCP策定状況に関するアンケートを逐次実施している。最新の結果では、策定が進展している。

（アンケート結果抜粋）

○調査時期、平成22年12月。法人会員対象。回答数、48社(回答率100%)

○法人会員48社の中で、39社が策定済み。2社が策定中。6社が策定を検討中。



■東日本大震災に際しての会員各社の事業継続の実施状況

3/11 発生直後から、会員各社は、BCPにもとづいて様々な活動を実施している。その状況は、各社のホームページ等で公表されている

実施事項は、安否確認、指揮命令系統の明確化、拠点の機能確保、情報発信・情報共有、要員の派遣・支援物資の輸送、施工中現場への対応、竣工物件への対応、等、多岐にわたる。

⑧

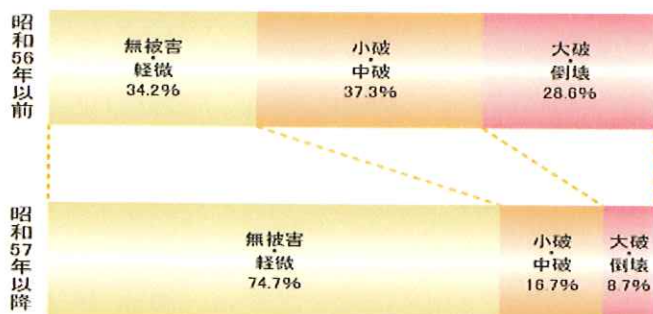
耐震性能の確保・向上のための 建築物耐震性能表示の促進

■安全・安心

東日本大震災の発生は、改めて日本の建築物の安全性について再考するきっかけとなっている。

■新耐震基準

わが国では、大きな地震災害を経験するたびに耐震基準が見直されてきた。耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正に伴って導入された「新耐震設計法」が基本となっている。阪神・淡路大震災では昭和56年以前に建てられた建築物(旧耐震の建築物)の多くに大きな被害が生じた。



■耐震改修促進法

阪神・淡路大震災後の平成7年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)が制定され、平成18年1月に改正された。建築物の耐震診断、耐震改修がさらに積極的に推進されることとなった。

■各種施設の耐震化率の状況

平成23年1月の国土交通省大臣会見資料を見ると、重要な用途の建築物であっても、耐震は進んでいるものの、いまだに多数の建築物が手つかずとなっていると考えられる。

施設区分	耐震化率	備考
住宅	約 79 %	国土交通省 (2008年)
小中学校	73.3%	文部科学省 (2010年4月1日現在)
病院	56.2%	厚生労働省 (2009年調査)
公共施設	70.9%	消防庁 (2010年3月31日現在)

■耐震性能表示

建築物の耐震診断、耐震改修を進めるためには、耐震性能を表示することが有効であると考えられており、「耐震マーク表示制度」が始まっている。

全国耐震ネットワーク委員会及び(財)日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター(「耐震改修支援センター」)では、国土交通省のご指導、ご協力のもとに、耐震診断、又は、耐震改修を行った結果、耐震改修促進法の耐震診断の指針又は建築基準法の現行耐震基準に適合することが確認できた場合に、その旨を表すマークを記載したプレートを当該建築物に表示し建築物利用者等に情報提供し、建築物所有者・管理者の耐震安全意識向上を図るとともに耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応を可能とすることを目的として、「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を平成20年2月13日に創設しました。

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会のホームページからの抜粋、下図とも



耐震マーク



確かなものを 地球と未来に

社団法人日本建設業連合会

JFCC JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS